



**政府統計**  
統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

統計法に基づく一般統計調査



この調査票に記入された事項については、秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。



平成28年パートタイム労働者総合実態調査(個人票)

都道府県番号	事業所一連番号	個人番号
1	2	3

(記入上の注意)

- 1 脚注又は「職種分類表」(10頁)を参照して記入してください。
- 2 特に断りのない限り、**平成28年10月1日**現在の状況を記入してください。
- 3 調査票は黒か青のボールペンで記入してください。
- 4 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。  
ただし、回答欄が **1 2 3** のように網掛けになっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
- 5 数字を記入する場合は、**右詰め**で記入してください。(記入例 **3**年)
- 6 **平成28年11月30日(水)**までに、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて投函してください。

この調査におけるパートとは、正社員以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員よりも短い労働者のことをいいます。例えば、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など、呼び方は異なっていますが、この条件に当てはまる労働者はパートとなります。(ただし、短時間正社員は含みません。)

問1 あなた自身についてお答えください。

- (1) 性別 (2) 年齢(平成28年10月1日現在)

男性	女性	満 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> 歳
1	2	

- (3) あなたの最終学歴についてお答えください。ただし、現在、在学中の場合には、在学中の学校についてお答えください。(中途退学の場合は、その前の学歴の番号を選んでください。)

	中 学	高 校	専修学校 (専門課程)※	高専・短大	大 学	大学院
最終学歴	01	02	03	04	05	06
在学中の学校(在学中の場合)	07	08	09	10	11	12

※「専修学校(専門課程)」とは、専修学校で専門課程(高校卒を入学資格とする修業年限2年以上、通常専門学校と呼ばれる学校)を修了した人であり、専修学校(高等課程・一般課程)修了者はここには含めません。専修学校(高等課程)を修了した人は高校卒業と同じ扱いにしてください。また、ここでいう学歴には専修学校(一般課程)や各種学校(自動車教習所等)は除きます。

- (4) 正社員として働いた経験はありますか。

ある	ない
1	2

問2 あなたの家族についてお答えください。

- (1) 配偶者(事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない方も含みます)はいますか。

いる	1
いない	2

あなたの配偶者の昨年(平成27年1月～12月)の年収(税込)はどのくらいですか。

年収なし	100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 500万円未満	500万円以上 600万円未満	600万円以上 800万円未満	800万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10

(2) あなたは誰かと同居していますか。同居している家族の続柄について該当するものを**すべて**選んでください。

(配偶者には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない方も含みます。)

同居している						同居して いない
配偶者	子ども		親	兄弟姉妹	その他	
	18歳未満	18歳以上				
1	2	3	4	5	6	7

※この調査における「同居」とは、同一生計で同じ敷地に住んでいることをいいます

10

問3 あなたの生活は主に何によっていますか。

(該当するものがいくつかある場合は、最も収入の多いものを選んでください。)

主に自分の収入で暮らしている	主に配偶者の収入で暮らしている	主に親の収入で暮らしている	主に子どもの収入で暮らしている	その他
1	2	3	4	5

11

問4 働いている理由及びパートを選んだ理由についてお答えください。

(1) あなたが働いている理由は何ですか。該当するものを**すべて**選んでください。

家計の主たる稼ぎ手として、生活を維持するため	01	
主たる稼ぎ手ではないが、	生活を維持するには不可欠のため	02
	子どもの教育費や仕送りの足しにするため	03
	住宅ローン等の返済の足しにするため	04
	家計の足しにするため(上記02～04以外)	05
自分の学費や娯楽費を稼ぐため	06	
資格・技能を活かすため	07	
以前の就業経験を活かすため	08	
生きがい・社会参加のため	09	
時間が余っているため	10	
子どもに手がかからなくなったため	11	
その他	12	

12

(2) パートを選んだ理由は何ですか。該当するものを**すべて**選んでください。

自分の都合の良い時間(日)に働きたいから	01
勤務時間・日数が短いから	02
就業調整(年収の調整や労働時間の調整)ができるから	03
簡単な仕事で責任も少ないから	04
すぐ辞められるから	05
正社員として採用されなかったから	06
正社員としての募集が見つからなかったから	07
家庭の事情(育児・介護等)で正社員として働けないから	08
仕事を辞めてからの期間が長く正社員として働く自信がないから	09
正社員として働くことが、体力的に難しいから	10
正社員のような責任や人事異動を課されて働くことが困難・負担だから	11
やりたい仕事が多分パートだったから	12
転勤がないから	13
その他	14

13

問5 あなたがパートとして働いていた期間は、現在の会社、別の会社を問わず通算するとどのくらいの期間になりますか。

	年		か月
14		15	(1か月未満の日数は1か月と数えてください。)

問6 あなたがパートとして現在の会社で働き始めてからどれくらいの期間になりますか。

	年		か月
16		17	(1か月未満の日数は1か月と数えてください。)

問7 あなたの現在の会社での労働契約についてお答えください。

現在の労働契約は、雇用期間の定めのある契約ですか。

雇用期間の定めがある	雇用期間の定めがない
1	2

現在の労働契約における1回当たりの雇用期間はどのくらいですか。

	年		か月
19		20	(雇用期間が1か月未満の場合は0か月と記入してください。)

現在の労働契約は、初回ですか。それとも更新していますか。  
更新している場合は更新回数をお答えください。

初回	更新
1	2

更新回数 | 回

問8 あなたの現在の会社での出勤日数、労働時間等についてお答えください。

(1)、(2)ともに、規則、契約等で定められているあなたの出勤日数、所定労働時間を記入してください。

(1) 1週間の出勤日数

週 | 日

(2) 1日の所定労働時間

(残業は含まない)

1日 | 時間 | 分

(3) 平成28年9月に残業はありましたか。

現在の会社に勤めていた		現在の会社に勤めていなかった
残業があった	残業はなかった	
1	2	3

月間何時間残業をしましたか。

| 時間 (30分以上切上げ、30分未満切捨て)



② 健康保険の加入状況

被用者保険(健康)に本人が被保険者として加入している(別の会社で加入している場合も含まれます)	1
家族が加入している被用者保険(健康)の被扶養者になっている	2
国民健康保険に加入している	3
健康保険に加入していない	4

37

問12 あなたは、パートとして過去1年間(平成27年10月～平成28年9月)のうちに就業調整(年収の調整や労働時間の調整)をしましたか。

就業調整をしている	就業調整をしていない			わからない
	年収、所定労働時間が要件に達していないため就業調整の必要がなかった	年収、所定労働時間が要件を超えているため就業調整の必要がなかった	その他	
1	2	3	4	5

38

就業調整をした理由について、該当するものをすべて選んでください。

自分の所得税の非課税限度額(103万円)を超えると税金を支払わなければならないから	01
一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、配偶者特別控除が少なくなるから	02
一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	03
一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険等の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから	04
労働時間が週の所定労働時間20時間以上になると雇用保険に加入しなければならないから	05
正社員の所定労働時間の3/4以上になると健康保険、厚生年金保険等に加入しなければならないから	06
平成28年10月1日から健康保険、厚生年金保険の加入要件が変更され、加入しなければならないから	07
会社の都合により雇用保険、厚生年金保険等の加入要件に該当しないようにしているため	08
現在、支給されている年金の減額率を抑える又は減額を避けるため	09
その他	10

39

問13 あなたの現在の会社での仕事の内容(職種)は何ですか。

10頁の「職種分類表」を参照してお答えください。

管理的な仕事	専門的・技術的な仕事	事務的な仕事	販売の仕事	サービスの仕事	保安の仕事	生産工程の仕事	輸送・機械運転の仕事	建設・採掘の仕事	運搬・清掃・包装等の仕事	その他の仕事
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11

40

問14 あなたは現在の会社で役職(何らかの役職名がある、部下がいる等)についていますか。役職についている場合、どのような役職ですか。あなたの立場にもっとも近いものを選んでください。

役職についている	所属組織の責任者等ハイレベルの役職(店長、工場長等)	1
	現場の責任者等中間レベルの役職(フロア長、部門長等)	2
	所属グループのみの責任者等、比較的一般従業員に近い役職(売場長、ライン長等)	3
役職についていない		4

41

問15 あなたの会社での正社員との関係についてお答えください。

あなたの会社に、あなたと業務の内容及び責任の程度が同じ正社員はいますか。該当するものを**すべて**選んでください。

「業務の内容及び責任の程度が同じ」には、通常従事する業務の内容だけでなく、作業のレベル（難易度）、求められる能力、責任や権限の範囲を含めてお考えください。トラブル発生時などの臨時・緊急の対応、ノルマや与えられた権限といった業務上の責任について、正社員と同じように課されるか考慮するとともに、作業を行う上で必要な能力、作業の難易度、肉体的・精神的な負担なども含めて判断してください。

業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる	このうち、人事異動の有無や範囲等が同じ正社員がいる	業務の内容及び責任の程度が同じ正社員はいない	わからない
1	2	3	4

42

業務の内容及び責任の程度があなたと同じ正社員と比較して、あなたの賃金水準をどのように思いますか。

同等若しくはそれ以上の賃金水準である	1
賃金水準は低い、納得している	2
賃金水準は低く、納得していない	3
わからない(考えたことがない)	4

43

問16 あなたの現在の会社での教育訓練等についてお答えください。

- (1) 現在の仕事を行う上で必要な知識等について、日常的な業務を通じた、上司、同僚、仕事仲間からの指導やアドバイス(OJT)をもらっていますか。

十分にしてもらっている	1
ある程度してもらっている	2
十分だと思わない	3

44

- (2) 通常の仕事を一時的に離れた研修(Off-JT)はありましたか。該当するものを**すべて**選んでください。

あった	今の仕事を行う上で必要な知識等についてのOff-JT	1
	今の仕事には直接関係のない、将来のキャリアアップのためのOff-JT	2
なかった		3

45

問17 あなたの現在の会社での福利厚生についてお答えください。

あなたが利用できるものは次のうちどれですか。該当するものを**すべて**選んでください。

給食施設(社員食堂等)の利用	更衣室の利用	休憩室の利用	人間ドックの補助	社外の活動(スポーツクラブの利用など)の補助	その他
1	2	3	4	5	6

46

問18 あなたの現在の会社での休暇の取得についてお答えください。

あなたが利用できる休暇制度はありますか。該当するものを**すべて**選んでください。

年次有給休暇	慶弔休暇	子の看護休暇(注1)	介護休暇(注2)	その他の休暇	わからない
1	2	3	4	5	6

47

これらの休暇は取得しやすいですか。

希望すればいつでも取得できる	希望しても取得しにくい	わからない
1	2	3

48

休暇が取得しにくい理由は何ですか。該当するものを**すべて**選んでください。

職場の上司に言い出しにくいから	職場が忙しいから	解雇など不利益な取扱いがされそうだから	休暇を取っている人が少ないから	その他
1	2	3	4	5

49

(注1) 「子の看護休暇制度」とは、負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うために使用する休暇を1年度において5日(子が2人以上の場合は10日)を限度として取得するための制度をいいます。(会社によっては上記の限度を超えた休暇の取得を可とする場合もあります。)  
労働基準法上の年次有給休暇を子の看護のために使う場合は除きます。

(注2) 「介護休暇制度」とは、要介護状態にある家族の介護や世話をを行うために使う1日又はそれ以下の単位の休暇を取得する制度をいい、「介護休業制度」とは別の制度です。要介護状態にある対象家族を介護や世話する労働者から申し出があれば、事業主は、1年度において少なくとも5日(その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合にあっては10日)介護休暇を与えなければなりません。(会社によっては上記の限度を超えた休暇の取得を可とする場合もあります。)

問19 あなたの現在の会社での待遇に関する説明についてお答えください。

- (1) 平成27年4月以降、現在の会社でパートとして雇われるとき(更新時含む)、会社(職場の上司又は人事担当者等)からあなたの待遇(賃金、教育訓練、福利厚生等)について説明はありましたか。また、その説明内容はどうでしたか。

説明があった	説明内容を理解した	1
	説明内容を理解できなかった	2
特に説明はなかった		3
平成27年4月より前に雇われていた、又は平成27年4月以降に更新のタイミングがなかった		4

50

- (2) 平成27年4月以降、現在の会社であなただの待遇(賃金、教育訓練、福利厚生等)について、会社(職場の上司又は人事担当者等)に説明を求めたことはありますか。また、その説明内容はどうでしたか。

説明を求めたことがある	説明があり納得した	1
	説明はあったが納得しなかった	2
	説明してもらえなかった	3
説明を求めたことはない		4

51

説明を求めたことがない理由は何ですか。最も当てはまるものをお答えください。

雇われる時の説明で納得したから	自分の労働条件に関心がないから	説明を求めると不利益な取扱いをされるおそれがあるから	説明を求めやすい雰囲気がないから	誰に説明を求めれば良いかわからないから	その他
1	2	3	4	5	6

52

問20 相談窓口等への相談についてお答えください。

過去1年間(平成27年10月～平成28年9月)に、ご自分の待遇(賃金、福利厚生、就業調整等)に関する疑問等について、会社の相談窓口等に相談をしたことがありますか。

ある場合、どのような内容を相談しましたか。該当するものを**すべて**選んでください。

相談したことがある									相談したことはない	相談窓口等があることを知らない
賃金に関すること	手当に関すること	雇用期間に関すること	正社員転換推進措置に関すること	福利厚生に関すること	教育訓練に関すること	職場の雰囲気や人間関係に関すること	就業調整に関すること	その他		
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11

53

↓  
相談窓口等の対応はどうでしたか。該当するものを**すべて**選んでください。

相談に対応し、相談事項は解決した	1
相談に対応したが、相談事項は解決しなかった	2
相談に対応してくれなかった	3
労働局や年金事務所などの公的機関を紹介された	4

54

問21 現在の会社や仕事をどのように考えていますか。

不満・不安がある場合には該当するものを**すべて**選んでください。

不満・不安がある	雇用が不安定	01
	勤続が長いのに有期契約である	02
	業務内容や仕事の責任は正社員と同じなのに正社員と比較して賃金が安い	03
	手当(通勤手当、退職手当等)がない又は正社員と比較して手当が安い	04
	所定労働時間が希望に合わない	05
	労働時間が不規則	06
	所定外労働(残業)が多い	07
	休暇がとりにくい	08
	業務量が多い	09
	仕事の責任が大きい	10
	自分の能力が活かさない	11
	昇進機会に恵まれない	12
	適正な評価を得られない	13
	正社員になれない	14
	教育訓練を受けられない	15
	福利厚生が正社員と同様の扱いではない	16
	職場の人間関係が良くない	17
	その他	18
不満・不安はない	19	

55

問22 今後の働き方についてお答えください。

あなたは、今後の働き方についてどのように考えていますか。

正社員になりたい		パートで仕事を続けたい		その他(自営業をしたい、正社員以外で正社員と同じくらいの時間働きたい等)	仕事をやめたい
現在の会社で	別の会社で	現在の会社で	別の会社で		
1	2	3	4	5	6

56

これで質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

正社員になりたいと考える理由は何ですか。該当するものを**3つまで**選んでください。

より多くの収入を得たいから	1
正社員の方が雇用が安定しているから	2
キャリアを高めたいから	3
より経験を深め、視野を広げたいから	4
自分の意欲と能力を十分に活かしたいから	5
専門的な資格・技能を活かしたいから	6
家庭の事情(育児・介護等)による制約がなくなる(なくなった)から	7
その他	8

57

あなたが正社員になる際に、勤務時間・勤務地・職種を限定した「多様な正社員(限定正社員)」制度があれば選びたいと思いますか。選びたい場合、どの制度を選びたいですか。

該当するものを**すべて**選んでください。

選びたい	勤務時間を限定した(短時間)正社員(注3)	1
	勤務地を限定した(転勤のない)正社員(注4)	2
	職種を限定した(職務内容の変更がない)正社員(注5)	3
選びたいとは思わない(通常の正社員がいい)		4

58

(注3) 「勤務時間を限定した(短時間)正社員」とは、無期労働契約を締結し、時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同種のフルタイム正社員と同等で、所定労働時間(日数)が短い正社員をいいます。

(注4) 「勤務地を限定した(転勤のない)正社員」とは、事業所において、正社員に対して勤務地の変更(転勤)を一般的に行っている場合に、無期労働契約ではあるが、転勤するエリアが限定されていたり、転居を伴う転勤がなかったり、あるいは転勤が一切ないなど、通常の正社員とは異なる雇用管理を行う正社員をいいます。

(注5) 「職種を限定した(職務内容の変更がない)正社員」とは、無期労働契約ではあるが、担当する職務内容や仕事の範囲が他の業務と明確に区別され、限定されているなど、通常の正社員とは異なる雇用管理を行う正社員をいいます。

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

平成28年11月30日(水)までに、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて投函してください。

## 職 種 分 類 表

5頁の問13については、この表を参照し、記入してください。

職種		職種内容
1	管理的な仕事	課(課相当を含む)以上の組織の管理的仕事に従事する者をいいます。 例えば、部長、課長、支店長、工場長など
2	専門的・技術的な仕事	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいいます。 例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、准看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、写真家、速記者など
3	事務的な仕事	一般に課長(課長相当職を含む)以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般事務員、銀行の窓口事務員、旅行会社カウンター係、案内係、フロント、集金人、メーター検針員、オペレーター、有料道路料金係、出改札係など
4	販売の仕事	商品(サービスを含む)・不動産・証券などの売買、売上の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員、レジ係、商品販売外交員、保険外交員、銀行外交員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など
5	サービスの仕事	理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいいます。 例えば、理容・美容師、クリーニング工、調理人、ウェイター、ウェイトレス、接客係、ホームヘルパー、ベビーシッター、駐車場・ビル管理人、寮管理人、ツアーコンダクター、ビデオレンタル店員、広告ビラ配達員など
6	保安の仕事	社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいいます。 例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など
7	生産工程の仕事	生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事する者をいいます。 例えば、生産設備制御・監視員、機械組立設備制御・監視員、製品製造・加工処理工、機械組立工、機械修理工、自動車整備工、製品検査工など
8	輸送・機械運転の仕事	機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する者をいいます。 例えば、電車運転士、バス運転者、営業用乗用自動車運転者、貨物自動車運転者、船長、航海士・運航士、水先人、船舶機関長・機関士、航空機操縦士など
9	建設・採掘の仕事	建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する者をいいます。(ただし、建設機械を操作する仕事に従事する者は「輸送・機械運転の仕事」となります。) 例えば、型枠大工、とび職、鉄筋工、大工、れんが積工、ブロック積工、タイル張工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、送電線電工、外線電工、通信線架線工、電信機据付工、電気工事従事者、土木従事者、坑内採鉱員、石切工、砂利採取員など
10	運搬・清掃・包装等の仕事	主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事する者をいいます。 例えば、郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役従事者、陸上荷役・運搬従事者、倉庫現場員、配達員、荷造工、清掃従事者、包装工など
11	その他の仕事	農・林・漁業の従事者及び上記以外の職種に従事する者をいいます。

※この表は、日本標準職業分類(平成21年12月統計基準設定)に基づいています。